

不在者投票

投票日に18歳になる方

投票日には18歳になるが、期日前投票時点で18歳でない方は、不在者投票をすることができます。

指定施設での投票

不在者投票ができる病院・施設として指定されていれば、入院・入所している所で不在者投票をすることができます。詳しくは、病院・施設または、選挙管理委員会にお問い合わせください。

滞在地での投票

出張などで市外に滞在中の方は、事前に投票用紙の請求をすることで、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

不在者投票の投票用紙等のオンライン請求ができます。

- ・オンライン請求は、選挙人本人による請求に限ります。
- ・マイナンバーカードによる電子署名が必要となります。
- ・オンラインで投票ができる制度ではありません。
- ・指定病院等での不在者投票には対応しておりません。施設を通じての申請をお願いします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



郵便等による投票 事前に申請が必要です。

体の不自由な方で、**表1** に該当する方は、郵便により不在者投票ができます。投票用紙を請求するときは「**郵便等投票証明書**」が必要です。「**郵便等投票証明書**」は、交付申請書に身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証を添付して、選挙管理委員会に請求してください。さらに上肢または視覚の障害の程度が **表2** に該当する方は、代理記載人が代理記載する方法により投票できます。「**郵便等投票証明書**」の交付申請は、お早めをお願いします。

郵便等投票ができる方

表1 郵便により投票できる人（投票用紙には本人が記入）

区分	障害名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢(両足)、体幹、移動機能の障害	1・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1・3級
	肝臓、免疫機能の障害	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢(両足)、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

表2 郵便等投票を代理記載により投票できる人

区分	障害名など	等級など
身体障害者手帳	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚の障害	特別項症～第2項症

安心して投票所へ

投票会場で介添えが必要な方

お気軽に投票所の係員に声をお掛けください。介添えされる方と一緒に来られた場合は、投票記載台に着くまで一緒に入場していただくことができます。(介添えされる方の代筆はできません。)

ケガ等で字が書けない方

係員が決められた手続きに従い、代筆します。投票所の係員にお申し出ください。投票の秘密は固く守られます。(代理投票制度)

視覚障害のある方

点字用の投票用紙を用意しています。投票所の係員にお申し出ください。

公共交通機関の利用が困難な方

日常的に車イスを利用されていて、公共交通機関の利用が困難な方に対して、福祉車両の貸し出しをしています。車両の借用を希望する方は、磐田市社会福祉協議会生活支援係(0538-37-4864)へお申し込みください。(予約制) 使用日時は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

期日前投票はデマンドタクシーをご利用ください

月～土曜日については、デマンド(予約)型乗合タクシーも利用ができます。期日前投票の際に、ご利用ください。事前登録が必要となりますので、詳しくは、自治デザイン課(0538-37-4751)までお問い合わせください。

候補者を知るには

選挙公報を発行します。

選挙公報は告示後に候補者から提出された原稿を元に作成します。その後、新聞(朝刊)に折り込んで配布します(4月16日予定)。交流センターや図書館などの公共施設や郵便局・新聞店・下記商業施設でも受け取ることができます。市選挙管理委員会ホームページにも掲載します。新聞を購読していない方で、個別配布を希望する場合は、市選挙管理委員会(市総務課内)まで、ご連絡ください。

店名	住所
アピタ磐田店	今之浦3丁目1-11
ららぽーと磐田(磐田市情報館)	高見丘1200
マックスバリュ磐田見付店	見付3500
マックスバリュ磐田西貝塚店	西貝塚3690
マックスバリュ磐田中泉店	中泉2241-2
マックスバリュ福田店	福田413-2
遠鉄ストア磐田店	見付字今之浦5879-1
遠鉄ストア見付店	見付6038-5
遠鉄ストア池田店	池田162-16
遠鉄ストア竜洋店	豊岡6926-3
ベシア磐田豊岡店	下神増93

(営業時間は、各店舗によって異なります)

感染症対策について

選挙管理委員会では、引き続き、安心して投票できるよう、次の事項について有権者の皆様にご協力をお願いします。
○投票所では、感染症対策にご協力をお願いします。
○投票所の混雑緩和のため、期日前投票をご利用ください。

○投票所では、ご持参いただいた鉛筆の使用も可能です。
○混雑する時間帯をなるべく避けて投票所へご来場ください。
※投票日直前の週末は、大変混みます。
※駐車場には限りがあります。余裕を持ってお越しください。

代理投票制度について

心身の故障やその他の事情により、自分で投票用紙に候補者の氏名等を記載できない方は、代理投票をすることができます。2人の係員が決められ、そのうち1人がご本人に代わって候補者の氏名などを代筆し、もう1人がこれを確認することにより行われます。誰に投票をしたかなど、投票の秘密は固く守られます。代理投票は、ご本人が投票所にお越しいただく必要があります。代理人がご本人に代わって投票するというものではありません。

磐田市選挙管理委員会 選挙特集号

磐田市長選挙 磐田市議会議員選挙

投票日 **4月20日(日)** 投票時間 **午前7時～午後8時**

投票できる方・できない方

次の要件に該当する方は選挙人名簿に登録され、市内の投票所で投票することができます。

●日本国民

年齢 平成19年4月21日以前に生まれた方(投票日に満18歳以上の方)

対象 令和7年1月12日以前から引き続き市内に居住している(住民基本台帳に登録されている)方

市内で転居した方 令和7年4月3日以降に市内転居の届出をした方は、市内の前住所地の投票所で投票することになります。

市外から転入された方・市外へ転出された方

令和7年1月13日以降に磐田市へ転入届を提出された方や、投票を行う日以前に市外へ転出された方は、投票することはできません。



投票所入場整理券

(世帯単位でお送りします)

投票所にお出かけの際は、「投票所入場整理券」をお持ちください。

投票所入場整理券(以下「入場整理券」という。)は、世帯主宛に送付され、三つ折りで圧着されています。必ず、広げていただき、ご自分の氏名の書かれた部分を切り離して、投票所へお持ちください。なお、雨で濡れた場合は、完全に乾燥させてから開いてください。

入場整理券は、4月2日現在で作成しますので、4月3日以降に亡くなられた方等の入場整理券が送付される場合がありますので、ご了承ください。

入場整理券をなくした場合や、お手元に届いていない場合でも、磐田市の選挙人名簿に登録されていて、投票日当日に選挙権がある方は投票できます。不明な場合は、投票所の係員にお申し出ください。



表面

裏面

入場整理券がお手元に届いていなくても投票することができます。

令和7年3月
磐田市選挙管理委員会(総務課内)
〒438-8650 磐田市国府台3-1
電話0538-37-4803(選挙当日 0538-33-8720)
https://www.city.iwata.shizuoka.jp/



期日前投票

投票日当日、仕事や旅行、冠婚葬祭等の予定がある場合には、事前に投票することができます。

入場整理券が届いている場合は、入場整理券裏面の「宣誓書及び投票用紙交付請求書」に必要事項を記入の上、期日前投票所へお越しください。

投票事由への〇付けが不要となり、より簡単になりました。

期日前投票については、居住されている地区に関係なく、市内のどの会場でも投票することができます。なお、今回は、商業施設での期日前投票は行いません。

磐田市役所 本庁舎1階第1会議室 (国府台3-1)	4月14日(月)～4月19日(土) 午前8時30分～午後8時 ※豊岡支所は令和7年3月24日から 新庁舎に移転します。(現庁舎向かい側)
福田支所(福田400)	
竜洋支所(岡729-1)	
豊田支所(上新屋304)	
豊岡支所(下野部57-1)	

即日開票します

投票日当日の4月20日(日)午後9時15分から、磐田市アミューズ豊田(上新屋304)で開票します。磐田市の選挙人の方は、開票を参観することができますが、会場の都合等で制限することがありますので、ご了承ください。

■第30投票所、第41投票所は、前回選挙から場所が変更となります。ご注意ください。

磐田市長選挙 磐田市議会議員選挙 投票所のご案内

磐田市選挙管理委員会

第8投票区・投票所
磐田西小学校体育館

坂上町、西新町、泉町、京見塚、一言南原

磐田市中泉2522-2

第9投票区・投票所
石原町公民館

田町、石原町、米町、天竜

磐田市中泉1689-1

第10投票区・投票所
南交流センター体育館

豊島、北島、千手堂、万正寺、中野、上大之郷、下岡田、上岡田

磐田市下岡田142-1

第11投票区・投票所
中遠建築高等職業訓練校

西貝塚、西之島、上南田、安久路

磐田市西貝塚784

第12投票区・投票所
大藤交流センター

大藤一区、大藤二区、大藤三区、大藤四区、大藤五区、大藤六区、大藤七区、大藤八区、大藤九区、大藤十区、大藤十一区、大藤十二区、大藤十三区、大藤市営住宅、大藤団地

磐田市大久保279-2

第13投票区・投票所
向笠交流センター

笠梅、向笠新屋、向笠竹之内、向笠西、篠原、岩井、笠梅原、新屋原、向笠竹之内原、向笠西原、岩井原

磐田市向笠竹之内372-1

第14投票区・投票所

※第14投票区は、第13投票区と統合したため、欠番となります。

第15投票区・投票所
御厨交流センター体育館

鎌田、新貝、東貝塚、稗原

磐田市鎌田1876

第16投票区・投票所
南御厨交流センター体育館

東脇、新出、和口、東新屋、大立野、東新町一丁目、東新町二丁目、東新町三丁目

磐田市東新屋613

第17投票区・投票所
長野交流センター

小島、野箱、白拍子、草崎

磐田市小島374

第18投票区・投票所
岩田交流センター

勾坂新、勾坂中下、勾坂中上、勾坂上、勾坂上原、寺谷以下、寺谷以上、寺谷新田

磐田市勾坂上615-1

第19投票区・投票所
田原交流センター

玉越、西島、三ヶ野、明ヶ島、彦島

磐田市三ヶ野1045-3

第20投票区・投票所
於保農村婦人の家

大和田、上大原、中中原、下大之郷、大原、大原新町

磐田市大原1654-1

第21投票区・投票所
元宮町公会堂

美登里町、北見町、元宮町、元天神町、緑ヶ丘

磐田市見付1612-22

第22投票区・投票所
磐田市厚生会館

前野、新島、長須賀、刑部島

磐田市刑部島358

第23投票区・投票所
磐田学園機能訓練棟

東大久保

磐田市西貝塚3577-1

第24投票区・投票所
福田支所

1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組

磐田市福田400

第25投票区・投票所
福田中央交流センター

10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田

磐田市福田1587-1

第26投票区・投票所
福田農村環境改善センター

五十子、南島、蛭池、東小島

磐田市南島391-1

第27投票区・投票所
豊浜交流センター

豊浜中野、小島方、大島、雁代

磐田市豊浜2921-1

第28投票区・投票所
福田健康福祉会館

鮫島、浜部、塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池

磐田市宇兵衛新田186-1

第29投票区・投票所
福田南交流センター

7番組、15番組、石田組、中島新町

磐田市福田5489-2

第30投票区・投票所
竜洋西小学校体育館

掛塚本町、十郎島、川袋、野崎、内名、吹上、豊岡団地

磐田市川袋1900

第31投票区・投票所
竜洋西会館

掛塚砂町、掛塚中町、掛塚田町、掛塚大当町、掛塚横町、掛塚新町、掛塚蟹町、掛塚東町、白羽、白寿園

磐田市白羽8-1

第32投票区・投票所
竜洋東小学校体育館

駒場、岡、西平松、中平松、飛平松、東平松、海老島、竜洋稗原、大中瀬、小中瀬、南平松、請負新田

磐田市中平松23

第33投票区・投票所
竜洋北小学校体育館

竜洋中島、宮本、高木、松本、堀之内

磐田市堀之内356

第34投票区・投票所
竜洋体育センター

西堀、敷地、江口、金洗、竜洋雇用促進、平間、ニュータウン、あおば

磐田市平間1613-1

第35投票区・投票所
豊田支所

上新屋、小立野、上万能、弥藤大島、森岡、一言里、一言国道、一言北原、一言エクレール

磐田市上新屋304

第36投票区・投票所
青城交流センター

豊田西之島、源平新田、長森、森下、宮之一色、下万能、立野、ジェイハイム豊田立野、ベルメゾン豊田、森本

磐田市立野156

第37投票区・投票所
富岡交流センター

勾坂中之郷、七蔵新田、勾坂下、中野戸、気賀西、気賀東、加茂東、加茂西、加茂川原、富里

磐田市加茂3

第38投票区・投票所
豊田東交流センター

高見丘、富丘広野、富丘下原、富丘下原南、富丘原新田、東原西、東原東、豊田一公園

磐田市高見丘99-1

第39投票区・投票所
池田交流センター

池田上、池田藤美、池田中、池田南東、豊田一公園

磐田市池田407-1

第40投票区・投票所
聖隷こども園こうのとり豊田

中田、気子島、笹原島、海老塚、赤池、下本郷、上本郷、ジェイハイム豊田本郷

磐田市下本郷1055

第41投票区・投票所
豊岡支所

神田、栗下、本村、太郎馬、田川、川原、亀井戸、大楽地、合代島上、合代島下、新開、雇用促進住宅

磐田市下野部57-1

第42投票区・投票所
豊岡南小学校体育館

上神増、社山、神増、惣兵衛

磐田市上神増1410

第43投票区・投票所
豊岡南部会館

平松、掛下、松之木島上、松之木島下

磐田市掛下1489

第44投票区・投票所
豊岡東交流センター

敷南区、敷上区、大平南、大平北、虫生、万瀬

磐田市敷地1187-3

第45投票区・投票所
豊岡中央交流センター

寺貴地、三家、下神増、中野東川原

磐田市寺貴地76-5

インターネットを利用した選挙運動について

選挙運動期間中(公示告示日から投票日の前日までの間)に限り、候補者や政党だけでなく、一般の有権者もウェブサイト(ホームページ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイトなど)を利用した選挙運動ができます。ただし、18歳未満の方は選挙運動をすることができないなどの制限もあります。

詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。

複製および転載の禁止

次の場合は、公職選挙法に抵触することがありますので、ご注意ください。

- ① ホームページに掲載された選挙公報をプリントアウトして、不特定多数の者に頒布すること。
- ② 自らのホームページに、選挙公報の全ページを掲載し、また、特定の候補者等の選挙公報のみを抜粋して掲載すること。
- ③ 自らのホームページを選挙公報が掲載されたホームページにリンクさせること。